

## 東京都消費者行政推進交付金交付要綱

26生消企第499号  
平成27年4月1日

### (目的)

第1 この要綱は、地方消費者行政推進事業実施要領（平成27年2月6日付消教地第52号。以下「実施要領」という。）第6（1）に基づき、区市町村が実施する消費者行政推進のための事業に要する経費の全部又は一部につき、東京都消費者行政推進交付金（以下「交付金」という。）を交付するために必要な事項を定め、もって消費者の安全で安心な消費生活の実現に資することを目的とする。

### (交付対象事業)

第2 交付金の交付の対象とする事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施要領第3（1）に基づいて区市町村長が実施する推進事業
- (2) 実施要領第3（2）に基づいて区市町村長が実施する先駆的事业（以下「先駆的事业」という。）。ただし、先駆的事业は、実施要領別添1「交付金を活用して行われる消費者行政推進事業について」6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業として実施し、地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱（平成27年2月6日付消教地第52号。以下「国交付要綱」という。）第2に基づき消費者庁長官が定めるテーマ（以下「先駆的テーマ」という。）に合致した事業とする。

### (交付対象経費)

第3 交付金の対象経費は、実施要領第3（1）の規定による。  
2 1の規定にかかわらず、先駆的事业については実施要領第3（2）の規定によるものとする。

### (交付額の算定方法)

第4 交付金の交付額は、実施要領第3（1）に基づいて算定する。ただし、予算及び実施要領第2（1）③アで定める事業計画（以下「市町村事業計画」という。）の範囲内で交付するものとする。  
2 1の規定にかかわらず、先駆的事业を対象とする交付金（以下「先駆的交付金」という。）の交付額は、実施要領第3（1）に基づいて算定する。ただし、事業ごとの上限額は、先駆的テーマごとの上限額を超えないものとし、予算の範囲内で交付するものとする。

### (交付額の上限の提示)

第5 東京都知事（以下「知事」という。）は、毎年度、区市町村ごとに交付額の上限を提示するものとする。

2 1の規定にかかわらず、知事は、区市町村が実施する先駆的事業を対象とする先駆的交付金の交付額の上限を、予算及び実施要領第3(2)に基づき消費者庁長官から承認される事業ごとの交付決定額に応じて、区市町村ごとに提示する。

(交付申請)

第6 交付金の交付を受けようとする区市町村長は、交付金交付申請書(別記第1号様式)に、実施要領第2(1)②アで定める市町村推進プログラム(別記第2号様式)、市町村事業計画(別記第3号様式)、その他関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 先駆的交付金の交付を受けようとする区市町村長は、1に定める書類のほか、先駆的事業計画書(別記第4号様式)、その他関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7 区市町村長は、交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、第6に定める申請手続に準じて行うものとする。

(交付決定)

第8 知事は、交付申請のあった事業について、交付金を交付することが適当であると認めたときは、第10の条件を付して交付金の交付を決定し、交付金交付決定通知書(別記第5号様式)により区市町村長に通知する。

(申請の撤回)

第9 区市町村長は、第8の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、交付金交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(交付条件)

第10 知事は、交付金の交付に当たっては、次の条件を付す。

(1) 事情変更による決定の取消し等

交付金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 承認事項

区市町村長は、交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書(別記第6号様式)により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

また、交付対象事業に要する経費の配分及び内容の変更(軽微な変更を除く。)を行う場合には、市町村事業計画を修正した上で、変更承認申請書(別記第7号様式)により、知事の承認を受けなければならない。

(3) 調書の作成等

区市町村長は、交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを交付対象事業の完了した日の属する年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(4) 取得財産の処分の禁止等

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、この交付対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはならない。ただし、取得財産の処分に係る承認申請書（別記第8号様式）により、知事の承認を受けた場合はこの限りでない。

(5) 取得財産の処分に係る収入の取扱い

(4)の規定により、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

(6) 善管注意義務等

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 再請負の禁止

交付対象事業を遂行するために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(8) 事故報告

区市町村長は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行の見通し、その他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

(9) 交付対象事業等の遂行命令

(8)及び(10)による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、交付対象事業が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、区市町村長に対しこれらに従って当該交付対象事業を遂行すべきことを命じることがある。

(10) 実績報告

区市町村長は、交付対象事業が完了したとき又は交付金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書（別記第9号様式）に関係書類を添付して別に定める期日までに知事に実績を報告しなければならない。

(2)の規定により、知事から事業の廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

(11) 交付金の額の確定

(10)に規定する実績報告の審査、必要に応じて行う現地調査等により、そ

の報告に係る交付対象事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、知事は、交付すべき交付金の額を確定し、交付金確定通知書（別記第10号様式）により、区市町村長に通知する。

（12）交付金の請求

区市町村長は、（11）の交付金確定通知書を受けたときは、交付金交付請求書（別記第11号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（13）是正のための措置

ア （11）の規定による調査の結果、交付対象事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、知事は、当該交付対象事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。

イ （10）の規定は、アの命令により区市町村長が必要な処置をした場合について準用する。

（14）決定の取消し

ア 区市町村長が次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当した場合は、交付金の交付の決定の全部又は一部を、交付金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により取り消すことができる。

（ア）偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

（イ）交付金を他の用途に使用したとき。

（ウ）交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

イ アの規定は、（11）により交付すべき交付金の額を確定した後においても適用する。

（15）交付金の返還

知事は、次に掲げる事項に該当するときは、期限を定めて、交付金返還命令書（別記第13号様式）により、その返還を命じる。

ア （14）の規定により、交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているとき。

イ （11）の規定により交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているとき。

（16）違約加算金及び延滞金

ア 区市町村長は、（14）の規定により交付金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、交付金の返還を命じられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 区市町村長は、交付金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満

の場合を除く。)を納付しなければならない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、区市町村長からの申請に基づき違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(17) 他の交付金等の一時停止

区市町村長が、交付金の返還を命じられたにもかかわらず当該交付金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき交付金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付金等と未納付額とを相殺するものとする。

(交付条件の追加)

第11 第10に定めるもののほか、知事が特に必要と認める場合は、新たに条件を付すことができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。